2019 年 9 月吉日 エルメック電子工業株式会社 管理部

消費税率改正に伴うお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は日頃より格別なるご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様既にご承知の通り 2019 年 10 月 1 日より消費税率が 10%に引き上げられることが決定しております。

つきましては、弊社と致しまして下記のように対応させて頂くことと決定致しましたの でご連絡申し上げます。

敬具

記

【消費税率改正に伴う税率変更】

消費税率の変更は、基本的にお取引先様検収日(納入日)を基準と致します。

- (1) 出荷日、納入日に関わらずお取引先様の検収日が、10 月 1 日以降であれば税率 10%とします。
 - i 10 月納入予定分を 9 月中に納入した場合でも、検収日が 10 月 1 日以降であれば税率 10%とします。
 - ii 事情により 9 月納入予定分が 10 月に納入となった場合についても検収日が 10 月 1 日以降であれば税率 10%とします。
- (2) 同注文書内で分納が発生した場合においても検収日が 10 月 1 日以降のものについては税率 10% とします。
- (3) 検収日が明確でないものについては、10 月 1 日以降に弊社より納入した製品については税率 10% とします。

【返品の対応について】

- (1) 返品等の不具合が発生しないよう万全を期しておりますが、万が一返品が発生した場合は、製造ロットや納入日より検収日が明確な場合は、その検収日に適用した税率にて対応させて頂きます。
- (2) 検収日が明確でないものについては、別途協議させて頂きます。

その他、ご不明な点が御座いましたら弊社管理部へお問い合わせください。

何卒、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上